



2022年5月20日

各位

会社名 ケミプロ化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 俊 寿 志
(コード：4960 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員社長室長 竹 内 亨
(TEL：078-393-2535)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の当社第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため次のとおり定款一部変更するものであります。

- (1) 変更案第16条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設と削除に伴い効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設) (新設)	<p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) : 2022 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 (予定) : 2022 年 6 月 28 日

以上